

姫路市ＤＶ防止及び困難女性支援基本計画策定会議開催要領

1 目的

姫路市ＤＶ防止及び困難女性支援基本計画策定会議（以下「策定会議」という。）は、「姫路市ＤＶ防止及び困難女性支援基本計画」（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、学識経験者及び関係者から広く意見、助言等を求めるために開催する。

2 検討事項

策定会議は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 配偶者や交際相手からの暴力及び困難な問題を抱える女性に関する現状と課題
- (2) 現ＤＶ対策基本計画の進捗状況
- (3) 基本計画に掲げる施策又は事業
- (4) その他、基本計画の策定に必要な事項

3 構成者

策定会議は、次に掲げる者のうちから市長が指名した者１５人以内の者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域団体の代表者
- (3) 法律関係者
- (4) 医療関係者
- (5) 福祉関係者
- (6) 警察関係者
- (7) 教育関係者
- (8) 民間支援団体
- (9) 公募市民
- (10) その他市長が指名する者

4 運営

- (1) 策定会議に座長及び副座長を置き、市長が指名する。
- (2) 座長は、策定会議の会務を総理する。
- (3) 座長に事故あるときは、副座長がその職務を代理する。
- (4) 策定会議の会議は、市長が招集する。
- (5) 座長は、策定会議での検討に必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 その他

- (1) 策定会議の庶務は、健康福祉局福祉総務部福祉総務課において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、座長が策定会議に諮って定める。
- (3) この要領は、令和８年４月２８日から施行する。
- (4) この要領は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。